

遺伝性乳癌卵巣癌診療連携に関する協定書（基幹－連携）

（以下「甲」という）と （以下「乙」という）は、一般社団法人日本遺伝性乳癌卵巣癌総合診療制度機構（以下 JOHBOC という）の施設認定申請に当たり、遺伝性乳癌卵巣癌（以下 HBOC という）の診療を互いに連携を取り実施することとし、下記の通り合意し、本協定書を締結する。

第 1 条 甲は、JOHBOC が定める遺伝性乳癌卵巣癌総合診療 基幹施設（暫定基幹施設）の要件を整備し、施設認定申請を行うこととする。

2. 当該申請における HBOC 診療連携責任者を以下の通り指名する

診療連携責任者

氏名

所属

役職

第 2 条 乙は、JOHBOC が定める遺伝性乳癌卵巣癌総合診療 連携施設（暫定連携施設）の要件を整備し、施設認定申請を行うこととする。

2. 当該申請における HBOC 診療連携責任者を以下の通り指名する

診療連携責任者

氏名

所属

役職

第 3 条 甲および乙は、第 1 条、第 2 条の申請により該当する認定が得られた場合、JOHBOC が定める施設認定事業規則にある業務を実施し、HBOC の診療を円滑に行えるよう互いに協力する。

第 4 条 甲および乙は、第 1 条、第 2 条の申請により該当する認定が得られなかった場合、あるいは認定の取り消しがあった場合、その事実を相手方に速やかに報告することとし、本協定書による連携は解消されるものとする。

上記の内容を証するため、本協定書 2 通を作成し、各自記名捺印の上甲乙それぞれ各 1 通を保管する。

年 月 日

甲 施設名

住所

施設長

印

乙 施設名

住所

施設長

印